

第 8 回  
区 政 の 透 明 性 向 上 検 討 委 員 会

〔 平 成 1 7 年 1 月 2 7 日 〕

(午後7時00分 開会)

委員長 ただいまから8回目の透明性向上検討委員会を開催いたしたいと思います。

議題の確認でございますけれども、本日は、議題は1つでございます。中間報告がお手元にいらっしゃると思いますが、皆様に起草をしていただきましたものをまとめたものでございます。この内容につきまして、私が頭書きの部分を書きましたが、各委員から手短かに説明をしていただきまして、8時半を目途に終了したいと思います。

傍聴につきましては、今のところ1名の申請がございました。これは、許可してよろしゅうございましょうか。

(異議なし)

委員長 では、委員会として許可をいたします。このあといらした方も同様に扱わせていただきます。

それでは、どうぞお入りください。

(傍聴者入場)

委員長 傍聴の方に配付をいたしました資料の取り扱いについてご説明いたします。

本日は、区政の透明性向上に関する基本的方向という形で、中間まとめというのが配付をされておりますけれども、これはまだ本日の委員会の議論の過程で出てきますご意見等によって修正が考えられますので、委員会が終わりました後に回収をさせていただきますので、その旨よろしくお願いいたします。

それでは、会議の次第に従いまして議題に入りたいと思います。

議題の(1)番「区政の透明性向上に関する基本的方向～中間のまとめ～(仮称)」につきまして、検討をしていただきたいと思っております。

これまでこのまとめに至る過程で、委員会を通じまして、収賄事件の検証をやって、それから、契約制度のあり方を検討し、その上で汚職防止あるいは区政透明性を高めるための制度仕組みづくりといったものを考えていくため、3つの小委員会を設置するというように、調査や議論を精力的にやってまいりました。

各委員の方に、お正月休みでございましたけれども、起

草の分担をお願いいたしまして、精力的にやっていただきましてありがとうございました。

この中間まとめ（案）に沿いまして、担当部分について、それぞれの方から手短にお話を伺った上で、ご議論をしていただきたいと思いますと思っております。

まず、最初は私でございますが、私のところは頭書きでございます、「はじめに」のところを書かせていただきました。ここは、ここに至る経緯を書いた上で、この委員会あるいはこのまとめの基本認識を書かせていただいたわけでございます。

若干大上段に振り構えたところもありますけれども、いわば地方分権の時代で、行政のあり方というのが変わってくる。今までの「由らしむべし、知らしむべからず」と言われるような行政にかわって、むしろこれから先というのは、知らせるべきというような行政にかわっていかなければならない。そういう中で、当然情報公開のようなものをやっているわけですが、これは単純に、行政文書の開示をやっているというにすぎなくて、これをもって開かれた行政というふうには言いがたい。むしろこれからの行政というのは、積極的に説明責任というものを果たしていくということが必要である。

ただし、その一方で、余り透明にし過ぎると効率が悪くなるのではないか。要するに、いろいろな意見が出てきて、効率が低くなるのではないかという意見がありますけれども、しかし、今さまざま私どもがやってきた事例などを見てくると、一見遠回りに見えるようだけれども、透明性を高めた方が、結果的には実は効率性も高まっていくんだと。透明性と効率性を高めていくことというのが、新しい時代の最近よく聞かれるんですが、ニューパブリックマネジメントという、住民とともに歩いていく、あるいは住民のニーズに沿った形で行政をやっていくというものになるのではないだろうかという感じで、こういうような振り構えたところもありますが、それを受ける形で、かの事件の問題で、いわば個人のモラルという問題で片づけるのではなくて、システムの問題点あるいは欠陥というようなことを明らかにして、再発を防ぐために積極的な対応をすると

ということが必要だということで、この委員会では、今お話をしたような効率性を高めるための透明性向上をいかに実現していくかというような形でこの報告書を書いていくということがここに書かれております。

とりあえずこのところは、ぱっと書いたものですから、何かご意見をいただければ、さらに、この後、実はこれを若干今日の間でもってまた訂正をいたしますと、今度はパブリックコメントという形で区民の方あるいは職員の方に公表して、またご意見をいただくという形になりますが、何かご意見ございますか。

では、具体的に中身の方に入っていきたいと思っておりますが、まず、目次のところを見てもおわかりいただけますように、第1部、第2部的な形で2つの部分から大きくは構成をされております。

1つは、これも既に大分やってまいりましたが、区内部の調査等の検証、事件の検証でございます。この点につきまして、ご説明を手短にお願いしたいと思います。

委員 それでは、私の方からご報告を申し上げたいと思います。

まず、検証の経緯及び手順については、この委員会でも経過でも明らかだと思いますけれども、小委員会も設置して、それで実際の原資料あるいは契約全般の資料を求めて、関係職員のヒアリングも行って、調査検証を行いました。

それに基づく指摘事項というものを課題で整理をしてみたわけですが、3ページのところですが、1つは、契約事務の透明性の問題でございます。それから(2)番目が、契約の競争性の問題、それから(3)番目は、適正な履行の確保がされなければならないだろうということで、適正な履行の確保と、それから、予定価格の設定に関する問題、(4)番目に、事前あるいは事後のチェック体制の問題、(5)番目に、外部からの関与についての取り扱いの問題ということに分けて検討してみました。

それで、契約事務の透明性については、指名競争入札の参加業者の選定に当たってですけれども、そこに書いたような状況がございまして、結局のところ、4ページのところで、少し黒字で書いてあるところですが、候補者リストの作成から業者の選定まで、区としての統一的な考え方が

必ずしも明らかではないのではないか。このために、多分にその時々契約ラインの裁量にゆだねられているという状況がありまして、こうした裁量の中で、今回の事件が生じたという面がありますので、裁量の幅を極力少なくする方向での契約方法の改善がなくてはならないのではないか。

また、業者を選定する場合の条件、理由、あるいは契約の経過についても公表をするということで、透明性の確保が求められる。

それから、これは指名競争入札に限ったことではなく、随意契約などの方法をとった場合も同様ですけれども、その前提として、区民や参加業者に対して、区の考え方あるいはルールや結果の理由が説明できるものでなくてはならないのではないかというふうに思われるわけです。

それから、総合庁舎の清掃業務委託に係る見積もり合わせの状況ですが、具体的にはそこに書いたようなことがございました。したがって、業者を幅広く選定するとともに、業者間のつながりを阻止する入札方法の検討が必要だろう。

また、契約の経過については、業者選定を始め、適正な運用がなされているかなどを内部でのチェックに加えて外部によるチェックを行うということで、より透明性を確保する必要があるのではないかと思われまます。

次に、契約の競争性の問題ですけれども、これについては、まず、建物の維持管理にかかる複数年にわたる随意契約についてですが、そこに書いてあるような問題点がありまして、民間であれば、契約を請け負う側の業務遂行に当たっての合理化を提案させる、経費の低コスト化を実現させるというふうなことがあるわけです。

区でも、工事関係などでは、一部そうした手法を取り入れているわけですが、これは、業務委託においても、業者側に提案を義務づけるなど、機能アップとかコスト縮減を図るという積極策を講じるべきであろう。

それから、清掃業務の入札状況についても、そこに記載したような状況がございました。したがって、落札金額と予定価格との格差については、予定価格自体の設定に問題があるのではないか。あるいは参入するためのダンピングというふうなこともあるというふうなことがございます。

そういう意味で、極端に低い価格の入札があった場合に、果たして履行が確保できるかというふうなことについても調査を行う必要もあり、そのため、価格設定の基準というのを発注側で定めておかなければならないのではないかと、いうふうなことが指摘できると思います。

次に、工事案件の入札状況についても、そこに記載したような状況がございまして、予定価格を公表するというところで、事前の漏洩などの不正は排除されているわけですが、一方で、一方では、予定価格を公表することで落札価格の高どまりを招いているというふうなこともあります。

このために、業者を幅広く選定するとともに、予定価格公表をどうするかということのを再考するとともに、競争性が確保された入札制度として改善を図る必要があると思います。

また、国や東京都などで行われているVEや総合評価方式などの採用、あるいは業者のノウハウを活用した機能アップやコスト縮減を含めた提案型の契約方法というのを取り入れていく必要があるのではないかと、いうふうに思っているわけです。

また、区内業者を優先するという区の方針について、これについてはいろいろな問題があるわけですが、一方で、産業振興というふうなことから、区内業者について、ある程度優遇すべきだというふうなことも一つの政策であるということは理解できないわけではありませんが、基本的には競争性の確保ということに力点を置いて考えていくべきではないかと、いうふうに思います。

次に、(3)番目の適正な履行の確保と予定価格の設定の問題ですが、まず、清掃業務委託に係る予定価格の積算については、そこに書いたような問題があり、工事関係の予定価格の積算に関しても、そこに書いたような問題があり、また、物品の予定価格の積算に関しても、そこに書いたような問題があり、また業者の格付けについても、そこに記載したような状況がありますし、再委託の状況についても、そこに書いたような問題があります。

結局、予定価格の積算、作業実態に即した仕様の作成、履行状況のチェック、評価、翌年の契約への反映など、一

連の契約のマネジメントサイクルというものを確保する必要があるのではないかと思います。それによって、適正な予定価格の積算が可能になり、最適な調達が図られる。結果として、最小の経費で最大の効果を得るということにつながるのではないかと。

さらに、履行状況の評価は、業者の区独自の格付けにもなるわけですし、選定に際しても明確な理由づけが可能となります。

そのためには、作業実態の監督・評価を通して、履行状況を把握して、それらを区にノウハウとして蓄積していくということが欠かせないわけですが、押しなべてこの点が現在のところまでは希薄である。そういう意味で、自覚的にその辺のところを認識して、マネジメント能力を高めていくべきなのではないかと思われまます。

また、再委託に関しても、原則は禁止すべきであるわけですが、必要があって事前に許可した場合にも、履行状況のチェックというのは再委託に内包する問題をチェックする意味からも必要だろう。そういう契約のマネジメントの仕組みづくりや人材の育成を行うことが契約制度の改革において最も重要であるというふうに思われます。

次に、事前事後のチェックの問題ですが、これは恣意的な業務ということを防ぐためには、事前あるいは事後でのチェック機能ということが働かなければならないわけでありまして、契約事務にかかる事前のチェックについては、そこに書いてあるような問題があります。

したがって、契約事務について、ライン決定におけるチェックを怠らないことは当然ですが、一方、チェックを受ける側でも、事前に文書を回付し、理由等の説明を行うなど、原則を踏まえた処理を徹底しなければならないわけですし、契約課による契約事務にとどまらず、全庁的な契約事務の管理、指導体制を強化する必要があるだろうと思います。

事後のチェックについても、そこに記載したような状況があります。したがって、契約事務をより適正、公正かつ競争性を確保していくためには、専門的視点や客観的視点から、契約事務の運用などに関してチェックを行う第三者

による監視組織を設置して、常に継続的に改善等を図っていく必要があります。

また、それに加えて、契約全般のマネジメントの仕組みが機能しているかについて、外部からチェックする意義は大きいだろうというふうに思われます。

次に、外部からの関与、いわゆる口利きについてですが、これについては、非常に重要な問題だろう。紹介などの外部の関与については、そこに記載したような問題があります。この外部からの関与というのは、まともな関与であれば、必ずしも否定すべきものではないわけです。

そういう意味では、外部からの関与があったとしても、職員個々の倫理観に基づく判断で防げるということもあり得るわけですが、しかし、そういう職員がきちっとした判断をするためにも、よりどころとなる組織全体の支えがなければならない。

収賄事件を始め職員の汚職、非行が再発しないようにするためには、これは区長を始め職員の倫理保持を規定化するというのも必要なことは当然ですが、それにもまして、公益通報者保護制度などの仕組みを整備することがなければならないだろう。そういう意味で、この外部公益通報者保護制度などについても整備というふうなことが必要なのではないかと思います。

以上、検証をさまざま行って、さまざまな問題点が存することが明らかになったわけですので、今度の提言も、この検証結果を踏まえて取りまとめられることになるわけですが、しかしながら、検証のために調査をした日数とか範囲が限られていますので、今回の検証結果は、実は結局問題のすべてではないだろう。そのことが明記されるべきだろうというふうに思います。

したがって、今回の提言も、実は区政の透明性向上のための第一歩にすぎない。そういう意味では、文字どおり区民本位の透明性のある効率的な区政運営に向かって、一步一步不断の努力の積み重ねということが必要で、その第一歩だということなのではないかというふうに考えています。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。



では、ここまでで何かご議論、ご質問等々ございませんでしょうか。

このところは、ここまで何回かやってきましたので、改めてこの秋に出しました緊急提言の過程でもここは随分議論をしてまいりましたので、大体おなじみという感じになってきましたけれども、ここでも指摘をされておりますとおり、ここでいろいろ出てきた公益通報者保護制度であるとかその他というのが、ここから先 部というところの「透明性向上に向けて目黒区が取り組むべきこと」というところに入って行くわけでございます。

要するに、ここまでは検証という、提言もありますけれども、むしろ入札の検証でありましたけれども、ここからは提言という形で、いわば将来に向けてというふうな部分に入ってくるかという感じがいたします。

基本的な考え方というのは、後の記述をおおまかに示し、入札から契約制度の改革、それから、情報を守る仕組みとしては、倫理条例の制定、公益通報者制度の創設、それから、要望記録制度、口利きに対する記録をつけるというような制度の制定には不可欠だという観点に立って、各小委員会がやりましたということが頭書きでございます。

11ページの 番のところから、本論に入っていくわけでございますけれども、ここもまたご説明をいただきたいというふうに思います。

委員 では、ご説明申し上げたいと思います。

透明性向上に向けて取り組むべきものの大きな柱が入札・契約制度の改革ということになります。10月の時点で、17年度の予算に間に合うようにということで、緊急提言も提出して、この時点で盛り込んだ事項というのはかなりあったわけですが、今度それを踏まえた上で、1つは、入札・契約制度の透明性の向上ということ、これは図らなくてはならない。

(2) 番目には、公正な競争を促進しなければならない。

もう1つは、基本的な考え方として、契約全般についてのマネジメントサイクルを確立するという考え方を導入しなければ、結局いつの間にかもとのもくあみというふうな形になりかねないのではないかというふうに思われるわけ

です。

そして、(4)番目には、組織全体のチェック体制を強化するという意味で、入札監視等委員会等の設置も視野に入れるべきなのではないかということです。

まず、入札・契約制度の透明性の向上の問題ですけれども、これは、一連の契約手続の中で、恣意性が働きにくい明確な基準、手法というものを導入するということを基本にして、そして、可能な限り情報を公開するというふうな形で、これは、区政の内部においても、また外部からも、制度の透明性を高めていかなければならないのではないかとこのように思われます。

第一歩として緊急提言をしたわけですが、これについては区の方も速やかに対処をなさったということですので、今度の提言もぜひそういうふうにしていただきたいと思っているわけです。

そこに具体的な取り組み項目であるとか内容というものを掲げておいたんですけれども、これは多岐にわたりますが、1つは、総合庁舎委託契約のやり直し、これは緊急提言に含まれていたわけですけれども、次に、入札制度の見直しということで、1つは、条件つき一般競争入札の導入、それから、指名競争入札の範囲・指名基準・選定方法の見直し、それから、希望確認型指名競争入札の拡大実施というふうなことを図らなければならない。

それから、随意契約の適正化。これについては、一部は緊急改善が行われているわけです。

それから次に、契約過程及び内容の公表ということで、1つは、これは指名基準を公表する。

それから、指名業者選定の理由の公表を行う。

それから、停止条件つき指名競争入札への変更を行う。

あるいは指名業者選定委員会対象案件の拡大実施を行う。

あるいは入札監視等委員会の設置を行うというふうなことが考えられると思います。

次に、公正な競争の促進ということですが、これは、透明性というのはある意味では手続の問題で、公正な競争の促進というのの中身の問題であります。これについても、そこに14ページ、15ページのところに具体的な中身を

提案してあるわけですが、これは、一部項目とすると重なる部分もあるわけですが、条件つき一般競争入札の導入、それから、電子入札等の導入。

それから、複数年契約のあり方の見直しということで、業務改善提案型契約方式の導入、長期継続契約の導入。

それから、予定価格の公表基準の見直し。

それから、多様な入札方式を活用する。

それから、区内業者育成と区外業者参入機会の拡大というもののバランスを考えないといけないだろうということ。

それから、談合等の防止への対応というふうなことを考えるべきであろうと思われます。

(3)番目が、契約全般のマネジメントサイクルの確立のところですが、これは先ほども申し上げたように、継続的に行われなければならない前提をなすものだろうというふうに思います。そのためには、16ページのところにも記載しておいたわけですが、監督・検査体制(履行状況評価)を強化する。

それから、履行状況を公表する。

再委託の承認基準・手続を明確化する。

それから、最低制限価格の設定を見直して、そして、きちっとそれを公表する。

低入札価格調査制度の調査基準の明確化と体制の強化。

業者格付け基準の見直し。

それから、重複しますが、入札監視等委員会の設置。

予定価格の積算の見直し。

あるいは人材育成・確保をどうするかといったようなことを課題にできないか。

そういうことを踏まえて、あるいはそういうことをすべての前提として、組織全体へのチェック体制の強化ということが行われなければならないわけです。そのためにも、1つは、入札監視等委員会設置ということもあるわけで、そういう意味で、そこに入札監視等委員会の設置の考え方について記載をしておきました。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

では、ここまでのところでご意見あるいはご質問等がご

ざいませんでしょうか。

マネジメントサイクルというのは、経営の言葉で何というんですか。いわゆるプラン・ドゥ・シー。

委員 そうですね。経営という考え方が、必ずマネジメントサイクルで動かしていくという発想ですね。

この一番最初の提言の中で述べましたように、区として主体的に、主導的に契約を行っていくというところの前提としてのノウハウが不十分であるということをもまず記載しておきましたけれども、そうすると、ノウハウというのは一朝一夕には蓄積できない。そのようなものをどうやって蓄積していくかというのが1つポイントになるわけです。

そうすると、一番最初に、そういうノウハウを蓄積していくためには、少なくともチェックを通してそのようなノウハウを集めていく。最初は少ないノウハウでしょうけれども、それをベースとして、次のステップで入札制度をもう1回やっていきながら点検制度を通じて次のステップへ入っていくという形で、サイクルを通して段階的にレベルが上がっていく。

レベルが上がっていかないと、どんな制度をつくってもそれは形式的な制度にしかありませんから、我々はここで提言するのは、実質的な意味で制度が中身を持っていくということをも提言させていただくという趣旨で、マネジメントサイクルがぜひ必要なんですというふうな提言をさせていただきました。

委員 例えば例が全然違うんですけれども、国連のいろいろな人権条約等を見ると、こういう権利があるということがずっと記載してあるわけですがけれども、いわゆる人権宣言の部分があるわけですがけれども、必ずその実効性を確保するための仕組みについての規定があって、例えば人権委員会みたいなものをつくって、そして、ちゃんとしかるべき人を選んで、それでその人権条約に参加をした政府というのは、ちゃんと何年以内に実施状況について報告をする。それで、NGOなんかもちちゃんとカウンター報告をすることができます。

それに基づいて人権委員会でいろいろ議論をして、そして勧告等を行っていく。それを踏まえて、また各国政府は

施策を見直すというふうなことが国連の人権条約等には、だんだんそれこそ制度が改善していくことがインプットされているわけです。これが、はっきり言うと、日本国憲法なんかと違うところでありまして、日本国憲法なんかは、人権宣言、言いつ放し、運動の方も、毎年頑張ろうと言っただけみたいな、もちろん、それだけではないんですけども、そういうふうなところがあって、何となく陳腐化したような印象が一部で持たれているというふうなことがあります。

そういう意味では、こういう区政の透明性の向上というふうなことについても、こういうことをやらないといけないということを抽象論で言うだけではなくて、そういうことをやるために、具体的にどういうことをやらないといけないのか。

そうすると、もし契約を改善するというのであれば、これは契約そのもの、あるいは契約に基づいてやる仕事、それについてノウハウを蓄積して、それで入札に基づいてやる仕事ということ、実質的な点検をして評価する力量を備えて、そして、その上でこうではないか、今度はこういうことをしようというふうにして、それがずっとステップ・バイ・ステップで、よりよい回転につながっていくというふうな考え方をとらないといけないのではないだろうかというふうに思っている次第です。

委員がおっしゃったこととまたちょっと角度は違うかもしれませんが、基本的にそういうふうな考え方でこの提言がだんだん循環しながら高度化していくということが必要なんだというふうに思います。

委員長 ありがとうございます。

ほかに何かご質問等々はございませんか。

委員 18ページのところの入札監視等委員会の説明の最後の方なんですけれども、留意事項の2番目で、「意見を反映させるシステムの構築と公表の方法」というのが書いてありますね。その前のところに、この委員会そのものの位置づけの問題だと思うんですけれども、その4行前、がついているところ、この審議結果について、区長に対し意見の具申を行うという、これがどういう形で位置づけられる

のかなんです。それと、そういうふうに見合う形のシステムをつくるべきであるという、そういうことなんですか。

員 ここについて補足説明させていただきますと、前回の委員会でもちょっと意見を述べさせていただいたんですけれども、点検という制度というのは3つの段階があります。つまり、自主点検というレベルと、それから内部点検というレベル、外部点検というレベル。

自主点検というのは、日常業務の中で常に行われている点検です。ですから、これは契約課の担当レベル、そして所属長がどういうふうにチェックしていくかというような点検、それから、そういうことについて他の部署の人たちが内部牽制するというような点検。

自主点検というのは、その組織が機能的に動いていくときに、自動的にチェックされるわけですが、それに対して内部点検というのは、例えば企業で言えば監査室や、それから管理部門とかいうようなそういう点検制度、要するに、その組織の内部で行うことということについては、こういう自主点検がちゃんと行われているかどうかというのを中身を幾つか抽出しながら点検していく、監査していくというやり方です。監査室みたいなものがあるわけです。

外部点検というのは、そういう案件を抽出して、それが適正か否かということ点を点検するのではなくて、システム全体がまともに動いているかどうかという、マネジメントサイクルがちゃんと動いているかどうかを点検するのが外部点検の役割だというふうに位置づけられるわけです。

そうすると、外部点検ではやるときには、やり方としては中身を抽出して、これがいいか悪いかというよりは、どういうふうな流れの中で点検制度が動いているか。点検チェック制度が動いているということで、ほかの全体の制度も動いているんだろうというふうに推定するというように、そのシステムそのものの流れを点検するのが外部点検。

その意味で、ここで書かせていただいたのは、システムの構築、公表の方法、云々というのは、どういうふうにその制度が動いているかどうかということ、ちょっとこれはまずいんではないかとか、これはちゃんと動いていますよと、こういうことをご報告していく。そして、改善の方

向性を指摘していく。こういうことが外部点検の役割という趣旨でここはまとめさせていただきました。

委員長 よろしゅうございますか。ほかに何かございませんでしょうか。

あとそれぞれの補足のところはよろしゅうございますか。また、後で全体を通してというところでやりたいと思いますので、また何か気づかれましたらもとへ戻ってということも可能でございますので、よろしく願いいたします。

ここまでは入札関係でございますけれども、ここからは今度は「汚職を生まない仕組みづくり」というところでございます。

基本的な考え方の後、順次、倫理条例、公益通報者保護制度、要望記録制度のご説明をいただきたいと思います。

委員 それでは、19ページのところで、「基本的考え方」という全体的な説明をしています。

今委員長の方からありましたけれども、20ページ、22ページ、24ページと、それぞれのところで各委員の方にまとめてもらっていますので、またそこで説明いただきたいと思いますが、基本的には、とにかく賄賂をもらいたくて公務員になる人を想定していませんので、そうではなくて、本当に公務員として、公僕として、その仕事をしたいという、そういう高い理想なり意思を持ってなられた方が、あるときに落とし穴に入るといふか、ひょっとして、そのすき間のところで不幸な出来事になってしまう。そのところをこれまでいろいろ検討したところで、大体3つほどの防止のシステムをつくることで、ある程度抑えられるのではないかと、防止できるのではないかとということ、これまでの議論をまとめたものです。

ここに書いてありますように、「まず」というところと、「次に」というところと、「さらに」というところで、これがそれぞれ後ほど説明していただくものになるんですけども、まず第1番目に、倫理の問題です。これは、子供ではないわけですので、本来的にはご自分自身で考えることであるということです。ですから、いろいろの仕事をされるところで、余り足かせをしない方が本当はいいんだろうと思うんです。

これは、法律はできるだけ少ない方がいい。ただ、実際は法律はふえているんですけども、基本的にはできるだけ縛らない方法がいいということで、我々は性善説的に考えているところなんだろうと思うんですけども、実際に事件などを分析すると、それが非常に無意識のうちに何らかのアプローチに乗ってしまう場合とか、本当に心のすき間でふっと乗せられてしまう。

恐らく何らかの感じ方はあったんだろうと思うんですけども、そのときに、ある種のルールがあると歯どめがかかる。それ自体、本当は個人に任せた方がいいということなんでしょうけれども、今回の事例等を考えたり、つい最近も、国会のところで賄賂事件が起こったそうなので、その辺のところは、かえって区民の人たちの信頼回復のためには、しっかりしたルールづくりをすることで対応することの方が、現に今仕事をされている区の職員の人たちにとっては、かえってその方が悩まないで済む、迷わないで済むという、そういうようなものをつくるべきであるということになります。

それをできれば条例でそれを服務規定という形あるいは倫理規定ということで作ることによって、ある種の規律の中で仕事をしていただくということがいいのではないかとこのわけです。そのためには、なかなか内部だけで見ていくということは非常に難しい、微妙なところもあるということになりますので、外部の第三者による倫理調査委員会（仮称）、そういったようなものを設置するということで、客観的な評価を得ることで、区民の信頼も確保されるようにしたい。

それから、もちろん内部のそれを支える組織体制も確立すべきであるということで、まず1つはまとめてあります。

詳細はまた説明いただきますけれども、それからもう1つは、区行政の透明性の問題です。これもいろいろな事情、状況を知っていて、おかしいなと思っていても、なかなかそれが言い出せない。それをちゃんとした形で条例等で保障するような制度、公益通報者保護制度というものを確立することで、余り悩むことなくそういう情報を確認するという制度もあっていいということになります。



実は、実名での通報制度ということで書いていまして、実名で通報するというのもう1つのそれを担保するために、これは守秘義務を強く課すということをもう一方では強調しておいた方がいいだろうということになります。この辺は議会の方でまた検討されることになると思いますけれども、それがなければ実名通報というのはなかなか不安なところになってしまう可能性があるということです。

それから3つ目、口利きの問題です。いろいろな要望とかアドバイスとかあるんでしょうけれども、それが不信感とか不公平感を抱かせるようなものになってはまずいので、それを明確な形で記載し、記録する。それで、不公平感等がないような、不信感を生まないような形にしておくべきである。

一応その3つを現状では汚職防止の考え方としてまとめたということになります。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

それでは、今の基本的考え方に基づきまして、それぞれのセクションについてご説明をいただきたいと思います。

それでは最初が、職員倫理条例についてでございますが、お願いをいたします。

委員 基本的な考え方についてはお話があったとおりなんですけれども、やはりこういった条例みたいなものはないにこしたことはないわけですけれども、どうも荒川で起きた事件ですとか、衆議院ですとか、どこでも裁量の余地を上手くつかれて賄賂を受けて、汚職につながってしまうということがあるんです。

ですから、お題目のように、倫理を徹底させる、倫理の向上を図れということだけを言っているけれども、今までうまくできなかったわけですから、その点だけ、まじめにやっ  
ていらっしゃる職員の皆さんに向かって今以上に倫理を徹底させると言っても、区民の信頼は得られないであろう。

そのためには、私たちもこういうルールを定めてやっています、不公平にならないようにやっていますということ  
をルールとして客観的に示すことができれば、まじめに働いていらっしゃる職員の皆さんのお役にも立つのではない

かということです。

地方公務員法等でこういう職員倫理の問題がありますので、そういうルールは要らないだろうという考え方もあろうかと思うんですけども、先ほど言いましたように、今までそういったすき間をうまく突かれているわけですから、そういうすき間はできるだけない方がいいだろうということと、皆さんが働きやすくするためのルールは区民にも示しておいた方が、より信頼確保につながるのではないかとということで、職員倫理等へ入って行って検討すべきではないのかということです。

また、特にそれに関しましては、平成12年4月1日から、国家公務員倫理法というのが施行されておりましたので、そこで43条の地方公共団体はこの法律の規定に基づく国の施策に準じて、地方公務員の職務に係る倫理の保持のために必要な施策を講ずるよう努めなければならないとありまして、地方公共団体に対しましても、倫理法の規定に基づく国の施策に準じた施策を講じるよう義務づけられているというところであります。

ですので、これを踏まえた上で倫理条例を制定する必要があるだろう。その際には、倫理の問題でありますから、内部からだけではなくて、外部からの検証もなくてはならないということで、基本的な考え方のところでもありましたように、職員の責務というだけではなくて、そういう外部からも検証できるという組織、仮称でありますけれども、倫理審査委員会、そういうものを設けて、客観的に検証できるものを設置する必要があるかと思えます。

また、こういう条例ができたからといって、それで済む問題ではありません。やはり皆さん、特に職員を含めて、上級の方、管理職の方、それから一般職の方を含めまして、周知徹底していく。二度とこういう汚職事件というようなことを起こさないようにするために研修をやっていくということと、それから、どこでもそういうケースメソッドを伴うんです。これに対してはこういう対処をした方がいいというようなよくある質問に対しての回答というもの、あるいはさまざまな諸規定をいつでも内部で閲覧できるという体勢を整えておくという必要があるかと思えます。

研修の場合でも、条例に基づいて、今まで問題となってきた事例に基づいて、できればケースメソッドの形で具体的にやっていく。例えばこういう口利きがあったときにはどう対処したらいいのかというような形ですね。今まで行われてきた、あるいはありそうな事例、あるいは目黒区に限りません。よそのところで起こった事例などをもとにして、かなり具体的に検証を行うということで実効性を高めていく必要があるのではないかとということで、そういう条例制定後のことについても提言をさせていただきました。

委員長 ありがとうございます。

このところは何かございますか。

これまでセットですので、このままいきたいと思います。

では、次は、公益通報者保護制度について、ご説明を願いたいと思います。

委員 それでは、公益通報者保護制度の創設ということで、ポイントを踏まえながら説明させていただきます。

まず、この制度の必要性という点に関しましては、先ほどご説明がありました職員倫理条例を実効性のあるものにするための仕組みということで考えることができると思います。中でも、実際にルール違反があった場合に、最初に気づくのは組織内部の人間であるということを考えますと、組織内部でまずはルール違反を明らかにする仕組みが必要であろう。

しかしながら、実際にそれでは内部の方がすぐ簡単にルール違反ではないかというふうに声を上げられるかというのと、現実にはなかなか、かたいことを言うなよとか、あるいは自分はそういうふうに見えるけれども、もしかしたらほかの人にはそう見えていないかもしれない、かえって自分がここでそういう声を上げることによって、周りの人から変な目で見られたり、あるいは自分が何らかの疑惑を持った相手から変な目で見られたり、それが結果的に自分の仕事のしやすさを阻害したり、場合によっては、自分の昇進であるとか、仕事そのものを維持することも危うくするのではないかと考えると、基本的に人間は、もっと大きくなるまで、まずはちょっと様子を見ていようというのが普通ではないかと考えると、これを仕組みとしてつくるとい

うことが大事ではないかというのがこの公益通報者保護制度ということになります。

実際にこの公益通報者保護制度をつくるとした場合に、実効的なものにするための重要な点ということで、23ページのオというところに幾つか挙げさせていただいたのですが、実際、この制度はまだ世界的に見ても割合と新しい制度ということですから、どのような設計をするかということに関しては、かなり裁量の余地というか、設計に関してはこれが定番ですというわけではありませんので、このような選択がありますということで挙げさせていただきました。

まず、第1に重要なことは、先ほどの声を上げると何か自分が不利益を受けるのではないかというのは、結果、声を上げにくくしてしまうということになりますので、その人が何か疑惑等を持った際に、通報しても一切不利益を受けないんだと。公益という目的であるならば、一切不利益を受けないんだということを明確にすることが重要かと思えます。

それから、第2に、せっかく声を上げたのに、それがどういうふうに使われて、どういう結果になったのかよくわからないというのでは、通報した者にとっても全然士気が上がりませんし、また、結果、公益通報者保護制度自体の意味がなくなってしまうので、最終的には、外部機関による対応というのが用意されていて、かつ、調査結果をどのように対応したかということがきちんと明らかになるような仕組みが準備されていることが重要ではないかと思えます。

それから、3番目として、公益通報者の範囲ということですが、これも区職員のみというふうに限定することも選択肢として可能なのですが、しかしながら、もう少し広く考えて、とりわけ区の仕事を請け負っている業者等も含めて考えた方が、より何らかの不正行為があった場合に、それに対して声を上げやすくするのではないかというふうを考えられます。

それから、先ほどご指摘のあった点ですが、実名通報を原則とするということによって、事実確認をしやすくし、

公益目的ではないものを除去するという目的が果たせるのではないかと思います。

ただし、これは原則論ということであって、客観的な資料がそろっている、すなわち、事実確認ができるという場合には、それが何らかの状況によっては匿名の通報を許さなければ公益通報が可能にならないというような特殊事情がある場合には、認めても可ではないかと思います。

他方、これからの関係で、当然のことながら、事実がどうかということは調べてみなければわかりませんので、実際に調べる対象になった人の個人情報であるとか、プライバシーの保護であるとかはきちんと守らなければいけない。

それから、結果がわかって、実際にはそういう不正行為等はなかったということになりました場合に、いかに名誉を回復するかというようなことも含めて、きちんとした救済措置がとられなければならないと思います。

これとの関連で、公益通報を扱う担当機関は、守秘義務を課すと同時に、調査をした際に、例えば調査協力者に関しても、結果が明らかになるまではその情報を漏らしてはならないという義務を課すべきかと思われます。

ここまでが制度設計に関する重要な点かと思いますが、次に、ゴシックで挙げた2つの点というのは、これはもう少しバックグラウンド的な話で、一番最初の、ですから「第六に」となっているところですが、公益通報を可能にする組織文化の醸成ということで、どうしても今まで公益通報というのは、「内部告発」という言葉を使って表現されていたことからわかりますように、どちらかというと、組織でいい目を見ていなかったとか、あるいは上司に恨みがある人が、もう意を決して自分の恨みを晴らす的なイメージがありましたので、そういうものではないんだと。全然違う文化に基づくものなんだ。

これは、組織や、それから区政、そして、究極的には区民のためにこの通報を行っているんだ。ですから、この通報に該当しそうな事柄を通報しないでいることの方が、むしろ公務員として義務違反なんだという文化を醸成していかなければならないと思います。

そのためにも、こんなものが通報の対象になり得ますと

いう事例集であるとか、どういう手順で扱われますということも、最初は皆さんは何となくぴんと来ないでしょうから、ある程度そういうマニュアル集などもつくって、できるだけ通報しやすくするということが大事かと思います。

それから、最後にこの「第七に」というところで、市民向け広報活動というふうに書かせていただきましたが、これは、実は公益通報者保護制度のことだけではなく、むしろ今回の3のところ「汚職を生まない仕組み」として、どんなものを今回区としてつくろうとしているのかというのを機関内部だけで周知徹底するだけではなくて、むしろ区民の皆さんにも、こういうものをつくって、こういうもとでこれからより区政に対して透明性の高い形で仕事をしていきますとアピールしなければ、逆に言うと、倫理条例に関しても、公益通報者制度に関しても、すべて内々の制度で、区民は知らない。

だから、使わなくても区民は別に何とも思わないということになってしまいますが、一たび区民の皆さんがそういう制度があるんだということに気づかれれば、何でしなかったんですかというふうに逆に説明責任を問われることになりますので、これは区内部で作りました、で終わるよりは、むしろ区民向けに、こんなものをつくりました、ですから、使っているかどうか、ぜひ区民の皆さん、監視してください、ぐらいの形でアピールされれば、今回の信頼回復ということに非常に実質的になるのではないかというふうに考えました。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

それでは、続いて要望記録制度の整備についてご説明願います。

委員 24ページ、25ページに簡単にまとめてあります。

まず最初に、ちょっと訂正といいましょうか、読みにくい箇所がありますので、最初、1行目のところ、「数箇所の」というのをとっていただきまして、2行目のところで「現状について調べた」、その「現状について」の後に「数箇所の自治体職員を対象に調べた」、そういうふうにしていただきますようお願いします。

要望記録制度は、簡単な話ですけれども、外から受けた要望や意見等について、きちんと紙に書いて残していこうという制度です。基本的には、便宜供与を期待しない要望や紹介行為であるなら、何ら控えても構わないし、それが情報公開の対象になっても問題ない。そういう基本認識をもってして、紹介行為の日時、内容、紹介者等、行政職員に対して一般的に圧力を行使し得る立場の人からの働きかけの内容と、行政内部での意思決定に至るプロセスを記録に残してほしい、こういうことであります。

特に気をつけなければいけないことなんですけれども、情報公開の対象にするということになりますので、記録の内容に個人情報が含まれている場合は当然多くあるかと思えますので、実際にこの制度を運用していく場合については、情報公開制度の趣旨にのっとって行うとともに、個人情報については扱いを慎重にすべきだろうということを特に申し上げたいと思えます。

それから、もう1点書いておきましたのは、一般の行政職員だけでなく、区長さん、特にリーダーとなる職員の方も含めてこの制度は運用されるべきである。常識的に考えれば、区長さんが一番要望や意見を受ける立場にあるか。現実の事件も、区長の汚職事件というものが起きています。今回の制度を実効性のあるものにするためには、区長も一緒になって透明性向上に向けて頑張っているんだということをはっきりさせるためにも、区長さんも含めた制度にすべきだろうということです。

さらにこういうことがあってはならないということでもありますけれども、記録でありますから、事実と異なる記録を残してあったり、記録を改ざんするという行為がないとも言えない。こういうことは当然ないのが当たり前のわけですけれども、抑止効果という意味においては、一定の処罰規定等を考慮すべきではないかと思われれます。

これは、まじめにやるとかなりの事務量になってくるかと思われれます。相当大変な仕事がかかるかかってくるというような気もします。ただ、考えていただきたいのは、情報提供や要望を記録することは、区政に対する注文あるいは意見、これを積み重ねていくことである。これを面倒なこ

とであるというふうに考えないで、これが区政の施策改善のアイデアの宝庫であるというような認識を持って、区の職員の方皆さんが実行をしていただけたらと思います。

逆に言えば、こういった要望記録がデータベース化するぐらいの構えで、区民や関係者からの意見、要望を積極的に吸い上げてほしい。要望記録制度というと、汚職防止のマイナスイメージもあるわけですがけれども、そういうことではなくて、区民から意見を吸い上げる積極的なツールであるというような受けとめでぜひ実行していただけたらと思います。

これの事務量がどれぐらい大変かということ具体的に申し上げますと、とある役所では、取材があったときは、必ず報告書について上司に上げるというような制度を設けているところがあるようです。目黒区はどうか知りませんが、それで、記者が行くところは大体決まっていますので、記者の来訪を受けるところは物すごい事務量になっているんです。それこそレポートを書くだけで残業になっているというような人もいます。

これが果たして行政の円滑な仕事を阻害しているというようなことも我々は言われたりするわけですがけれども、その制度は、私から見ると、どちらかというと後ろ向きな制度でありまして、結局どこの記者が何を言ってきたか、どんな質問をしてきたか、それがどのような記事に反映されているかということを検証するようなことに使われているわけです。

つまり、だれが何を言ったということの後から調べるために、要するに情報漏れとかリークなんかをチェックするために使われているようなわけですが、ここで申し上げている要望記録制度というのは、そういうようなマイナスイメージではなくて、区民を含めいろいろなところからの要望をプラスイメージで追跡するというようなことをぜひお願いしておきたいと思います。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

では、ここも含めて、後半の部分といいますか、汚職を生まない仕組みづくりのところ、全体として何かご意見あ



るいはご質問等々はございませんでしょうか。また、お気づきであれば、その前のところの分も結構でございますけれども... ..。

委員 この公益通報者保護制度なんですけれども、結局通報先の構成が結構難しいですね。外部委員みたいなのでやると、行政の中身がよくわかっていなくてみたいな感じにもなりかねないだろうし、その辺の兼ね合いみたいなものはどうなんでしょうか。

委員 窓口というんでしょうか、幾つかは設置して、それを通報する側が選べるようにした方がいいと思うんです。内部だったならば、きっとぐちゃっとなっちゃうだろうと思ったら、むしろ外部、特に弁護士さん等で構成されるような委員会に直接言った方がいいという場合もあります。

そうではなくて、実際に、たしか横浜の事例だと、もっと公益通報というようなものではなく、職場での人事で、職場をかわったときも、何日までどこにいて、何日から新しいところに行くべきかという、そういうのは公益通報というより、何かもっとそういうのは、どこかできちんとすぐわかるんではないかなと、外部の者としてはそう思ったんですが、個人にしてみると、前の職場の人との何かあるんでしょうか。あるいは新しい職場ではまだ自分が人的関係ができ上がっていないので、だれに言っているのかよくわからないので、そこは公式見解が欲しいみたいな形で上がってくるものもあります。そうすると、むしろ内部のニュートラルな窓口さえ用意してあれば十分対応可だと思っ

委員 複数の窓口ですね。

委員 ええ。ですから、ここは、一応、こういう提言書というところでどこまで具体的にびしっと制度の内容を指定してしまっているのかどうかで迷ったものですから、最終的に何らかの外部機関が用意されていなければ、制度としての実効性を保てないと思いますと、そのかなめのところだけ書かせていただいたんですが、実際には、内部の窓口と外部の窓口と、2段階にしてということを考えております。

委員 公益通報制度のことなんですけれども、「第三者による対応と調査結果に対する対応」ということで、調査結果は

大体いつごろまでに通報した人に教えてあげるといような、めどというのはどうなんでしょうか。

委員 これも、設計の仕方だと思うんです。その内容によって、それこそ1週間で答えられてしまうようなものから、例えば半年ぐらいいろいろ調査をしていってかかるかと思えますので、そこを何カ月というふうに書くのがいいのか、適正な期間内という抽象的な言葉で書くのがいいのか、そこはむしろ目黒区の方々にお考えいただいた方がいいのかなと思ったんです。

委員 こういうことを申し上げたのも、皆さんよくご存じですがけれども、NHKの内部告発が、告発委員会に言ったけれども、全く調査している様子がないよだということで、ああいうふうに記者会見を開くという結果的には不幸な形になってしまったわけですがけれども、せっかくの制度が生かされなかったわけで、あの事例をうまく教訓として生かすためにはどうしたらいいのかということをおもったんです。

委員 調査方法とか調査権限とか、結構難しいですね。ある程度調査するためには、内部の組織を使わないことには...

委員 実名通報は難しい。だけれども、多分、その方が本当は調べやすいんでしょうね。

委員 幾ら証拠はそろっていても実名通報以外は受け付けない方がいいと思います。これは、証拠といたって、そろっているかどうか、実名でないと、それが真正な証拠かどうか確認できないし、そのかわり、実名の人に本当に不利益が生じないことで確保しないといけないけれども、企業なんかの立場を考えると、匿名というのは、いかにもっともらしいとしても、およそまともに取り合うべきではないという気はするんです。

委員 怪文書ですね。

委員 ただ、全く絶対にしてしまうと、中には、事例の中に、客観的な証拠によって確実に事実の存在を証明でき、しかし、実名にすることによって、例えばその本人の どういう場合があるかわかりませんが、生命の危険が脅かされるということがあり得るならば...。ちょっとそこは現時点ではそういうものは考えにくいんですが、ただ、絶対受け付けないとすると、非常に難しい状況も見えてし

もう可能性も... ..。

委員 そこまで重要なものだったら、内部告発ではなくて、そのまま警察の方の話になりますね。そこまで重要な案件になってくると、これは内部通報制度の枠外の話になってくるのではないですか。

委員 確実な資料かどうかという点検をしないといけなくなるわけだし... ..。

委員 そこは、逆に委員会の方の裁量で、これだけの証拠があればオーケーでしょうという判断ができるのであれば、その証拠の吟味までする必要があるのならば、やはり実名で言ってくださいというそのバランスなのではないかと思うんです。

原則は実名でいくということにすることによって、公益目的ではないものが排除できるという関係になっているとは思っています。

委員 例えば役所なんかでは、恐らく市民からの匿名の文句というのは一番扱いに困るはずなんです。匿名なものだから一応取り上げないといけないということになると、本当に嫌疑がかかった人は嫌疑をかけられっ放しで、しかし、匿名だから確認のしようもないみたいな、不利益には扱わないといっても、対象にされたということ自体、何となく... ..。そうすると、本当に余分な手間がかかって、それは設計の仕様の問題だろうとは思いますが... ..。

もう1つは、確かに実名性を保障するためには、通報先に外部の窓口はちゃんとつくる。企業なんかでも、大体いろいろな苦情窓口みたいなものがあるし、例えば最近で言うと、精神的にバランスを崩した人がカウンセリングを求めようような窓口なんかでも、大体上司が嫌だからおかしくなっているのに上司はちゃんと話を聞きなさいなんていって、その上司が嫌だからおかしくなっているのにみたいな話があるので、外部での窓口の設置の必要性ということで実名性を要求するというバランスはとれるのかなという気がしますが、その辺はどうですか。やはり怪文書が横行しないようにしないといけないなど。

委員長 これはレベルが違うけれども、セクハラなんかもそうで、システムがきちんとしていないと、要するに、変な形でメ

ディアに行くというのがあると、結局システムがないものだから、その主体の信頼性を損なってしまう。

委員 セクハラなんかも、セクハラがあったという申し立てがあって、当然慎重に調査はするんですが、そうすると、今度は調査したことによって2次被害が生じたという、そのところが、調査をせざるを得ない。非常に微妙なんですね。

委員長 うそか本当かは、嫌疑を晴らすか何かしてやらないと、その疑いをどう晴らすか... ..。

委員 守秘義務はかなり厳しい、処罰を含めたものを用意しておかないと... ..。

委員 それで、ちゃんとした調査は、外部の窓口はあるとしても、内部で専門のそれこそ部署があって、それで、問題は各所で起きるわけだろうから、各部署での調査ということは何らかの形で協力を得られないといけないので、そうすると、調査方法だとか何とかに習熟した専門の部署をつくった上で、ふなれなところと連絡をとって、ちゃんとした調査が行われるということを確認しないといけないだろうという気はするんです。

これは、守秘義務は結構難しく、守秘義務を課しておいて、実はひそかに教えるなんて支配の仕方もあるわけです。例えばの話、そういう通報制度みたいなものを設けているところでも、例外的にすごく重要な問題については、会社のトップにひそかに教えるなんていうことだって実はないとは言えない。

だから、そういう意味では、本当に専門の部署の場合によっては処罰の対象になるような高度の守秘義務を持って、なおかつ洗練された高度な仕事をする窓口というのが本当に多分必要であるんです。

今のところ、企業なんかも、そういう例は、弁護士マターにして、それで、会社の方と相談しながら、調査方法なんかについても研究しながらやるというふうにはしているんです。

委員長 セクハラなんかだと、もう弁護士マターですね。内部がやると、もとより訴えてきた側が内部を信用しないわけだから、それで弁護士マターへぱっと乗って、外へとりあえず出してしまうという経過ですよ。だから、こういうの

も弁護士マターなんだろうな。

横浜もたしかそうですよね。弁護士マターにした形になっている。

オブザーバー 弁護士さんの方たちに持っていくというのは、それで特別なんですが、中の問題として、地方公務員法でかかっている守秘義務以上のものを特別に条例で課していいかとなると、なかなかその辺の専門だった人間に厳しいというか、制度的に変な感じはするんです。地公法ではっきり守秘義務がかかっている、なおかつ、この処遇についてはそれよりもっと上とするという話も厳しいので、そういう意味で言うと、やはり外部の方が主たるものにしていただいた方が言いやすいし、もちろん、調査するについては、中の職員がかかわらなきゃいけない面はもちろんあると思いますので、この辺は、はっきり言うと処罰の関係だと、なかなか……。

委員 多分地方公務員法以上の重い処罰とかということよりも、そういうものをつくったときに、ないよりは、ほぼ同じ程度の処罰でもいいからちゃんとそれがあるんだよということ、地方公務員法で一般的な守秘義務についての認識は意外と薄いんですよ。

そういう意味では、特にそういうものがあるんだということをお覚させるといふうなものかなという気がします。

委員 長 ただ、横浜へ行ったときも、これが適用されることよりも、これを意識しているということの方が実は重要な意味を持っているんだという感じがしたけれどもね。

委員 結構制度設計は、大変は大変ですね。

委員 そうですね。だから、2つ大きく選択肢があって、横浜のように、一気に外部としてしまって、あとはそこで受け取った区側の方と、調査とか事務的な事柄に関しては調整というのも、逆に制度設計上は楽かもしれないんですが、ただ、そうすると、かなりすごく本当に全部そっちでいいのかなという戸惑いもあって、千代田区の場合には、片方は弁護士で構成する行政監察委員で、もう片方は、区長、それから区のそれぞれの機関ということで、その具体的な運用上どうしているかということは、ちょっと私もまだ不勉強なんですけれども、内部の窓口を設けることによって、もう少し気軽な通報があって、これはちょっと外部に

というものと分けることによって、少し時間がかかりますがけれども、機関内部にネットワークみたいな形のものをつくって、日ごろのその仕事のやり方の中での問題というのがそのまま各現場で棚ざらしにならないように、きちんと吸い上げられて、どこかの決定権を持っているところでそれが解決されて、その現場にフィードバックされるという仕組みになれば、内部告発ではなくて、もっと透明性の風通しのいい機関づくりということで、実際に現場にいる方は使いやすくなるのかなとは思いますが。

委員 通報すべき類型ということを決めた方がいいかもしれないですね。何か問題があったらみたいなのだったら、わけのわからないものがばんばん出てきても、だから、それこそ汚職の事実があるとか、権限乱用の事実があるとか、そういう通報の対象類型みたいなものを何か例示して... ..

委員 実際には、一番核になるのは法令違反ということになるかと思うんです。

委員長 ほかに何かございますか。

委員 これは、目黒区なんかは、セクハラ窓口はもう既にあるんですか。

人事課長 人事課と人権政策課、2つの窓口があります。目黒区の場合は、管理職を通じての相談の例もあります。

委員 相談員の課長や係長は男性ですか。

人事課長 人権政策課は女性です。相談のしやすさなど、男女の関係を考えながらやっています。

委員 セクハラの問題とよく似た部分がありますよね。

委員長 それはある。学校だとどうするだろうと、だから、学校によって、例えば事務が処理するか。自動的に窓口に行った途端に外へぼんと出すとか、教育系はそうですね。窓口に行った途端に、即外へ出してしまう。そこから一切学校はかかわらない。

ただ、かかわらないので、何が起きているかわからない。中で何が起きているかというのは、逆に言うと、変な話ですけども、先生がそういうことをしているときに、出校停止にしなければいけないのに、それでも情報はもらえない。

出てきた途端に即出校停止になる学校もあります。届け出が出た途端に、直ちに、出校停止にするかわりに、結

論を出すまで1カ月間と限定されるんです。

委員 1カ月の間はいわれぬ嫌疑を受け入れたということですね。

委員長 1カ月間で事実であれば、これは即クビ、そうでなかった場合は、学校が謝罪を門から何から全部大きなものを張り出す。そういうことになっているわけです。

委員 何々教授にご迷惑をかけますと... ..。

委員長 前にそのケースがあったんです。それで1カ月間という例があって、それは、もし事実無根であれば、学校の正門のところに大きな張り出しをするんです。右の者、停学とか何とか、ばかでかいやつを張るんです。

委員 さらに評判を落とすような... ..。

委員 こうは書いてあるけれども、本当はあったんじゃないかみたいな... ..。

委員長 そこら辺は何とも言えない。一応そういうことになっている。だから、1カ月間のうちに結論を出すというふうに、弁護士さんで構成されるところに行くみたいです。

事実かどうか分からない場合は、出校停止にできない。ところが、提訴した方からすると、出校停止にしてくれなきゃまた危険だということになるので、その辺がちょっと...。部長も知らない、担当者も知らないことになっている。

これはまだ完全なシステムとして、これも公益通報もそうだけれども、システムとして確立されていないと、どれが一番いいシステムなのか。例えば内部でもちゃんと処理できるところもあるし... ..。

委員 それこそ、汚職をまさにしようとしている通報があったときに、仮の措置としてどうするかとか、しばらく仕事をやめさせるとか... ..。

委員 目黒区にすぐやる課というのはあるんですか。外部に窓口をつくったとき、3人の弁護士さんなんていうときに、どのくらい早く対応できるか。忙しい弁護士さんが集まってきたというのがありますよね。

委員 だから、これは監視制度に何とか委員会、何とか委員会なんて、随分増えちゃうみたいな感じですね。

この委員会もただではできないし、事務局も必要だしとかいろいろ考えると、必要なのは必要なんでしょうけれど

も … …。

委員 だから、かわりに理解のある弁護士さんとか会計士さんとかという人でないと、なかなか難しいかもしれないな。NHKと同じになるかもしれない。

委員 例えば3人ぐらいにするのか、20人ぐらいのメンバーにしておいて、対応できる人がぱっとやるのかとか。20人は大変だし、予算も大変ですよ。

結構審議会とかいろいろあって、暇な人がたくさん委員になって、役所の人がお守りをして、視察に連れていったりして、本当に予算のむだだなというような … …。

委員長 この辺で、大体よろしゅうございますか。大体これまでが報告書でございまして、皆さん、それこそここがだめだというような、変えた方がいいとかというのは余り出ませんでしたけれども、これを中間まとめと この題名はこれでよろしいかどうか。「区政の透明性向上に関する基本的方向」という題名になっておりますが、どうしますか。これは、一応仮称でございまして、こんな形で、何かもうちょっといい題とかがあれば、また後日いただきたいと思えますし … …。

委員 これは、パブリックコメントにかけるんですか。

委員長 基本的にはこれでパブリックコメントにしたいと思えますので、大体パブリックコメントの期間を1カ月とりまして、それで3月をめどに最終的な提言という形にまとめていきたいという感じでございますので、ほかに何かございますでしょうか。

委員 何とか委員会、何とか委員会なんて余りつくっていると、我々も透明性のために何でそんなにコストをかけなきゃならないんだと、こういうばかばかしい報告はないんじゃないかなんていう話も出てきかねないとする、そういうのは1つトータルなものがあって、そこにこれらの機能が入ってくるのが一番いいんでしょうね。

委員長 チェックを早く見ると、そういうチェックとかの委員会が … …。これもどこでもそうなんだけれども … …。

委員 ただ、現実の問題としては、外部というのは、内部ほどの点検はできないわけですよ。そうすると、トータル的な点検というところで言うと、いろいろなものをたくさん



つくっても余り役に立たない部分も出てくるんですね。

委員長 だから、そのための内部監査部局みたいなものの強化みたいなのが要るのかもしれないですね。

委員 だから、このところを名前はいろいろ出ているのはいいんですけども、この辺のところをちょっと考えておいた方がいいかもしれません。

委員長 最終的なところで、その辺も踏まえて、どんどんできてくるでしょう。

委員 何とか委員会と10個ぐらいできちゃって、一体何のためなんだというような話になったら、これもしようがないので、これはちょっと統合的な仕組みにしておいた方がよさそうですね。

すべてこれは内部統制制度の一環ですから、その内部統制制度の一環の中で、視点が違うものごとに委員会ができるというのも、これも何か余りにもちょっとという気がします。

委員長 だから、そのときに何か起きたときにはアドホックに何かつくるといった感じが一番いいのかな。

委員 ちょっとこのところについては、最終的な案をまとめるところで… …。

委員長 そうですね。取りまとめの最後のところで… …。

委員 統合でいけるものは統合する。

委員 倫理政策と公益通報は合わせてもいいような… …。人数をふやして、中で分担するとか。

委員 区長が透明性向上に向けてやるということで予算をかける姿勢を示しているわけですから、当初はこれでいいんじゃないでしょうか。どこに予算をつぎ込むかというのは、区長の政治姿勢でもあるし… …。

委員 ただ、一応この勧告案に沿ってこれを非常に重要視するという話になったときに、我々の案がこんなにたくさん… …。そうすると、どこにどうと言ったって、それについてはある程度こういうふうにしておいた方がいいんじゃないかというふうにしてあげないと気の毒な気がします。

委員 でも、そこを取捨選択するために、区長があり、それをチェックするために議会があるわけですから、必要のないものは、自然に淘汰されるんじゃないかなと思うんです。

委員 長　それも、最後のところで、余りばらばら何でもつくると  
いうのも、特にご時世からすると問題なので、それはパブ  
リックコメントも出てきて、そんな話も出てくるかもしれ  
ないので、それを踏まえて、3月に取りまとめという形に  
なるかと思えます。

それでは、本日はここまでで委員会を閉じさせていただ  
きたいと思えます。

どうもご苦労さまでございました。

(午後8時47分 閉会)